

## I 組織の使命

経済部は、商工業をはじめとする産業の振興および雇用・労働政策に関わる業務を担当しています。経済部の使命は、地域内の経済循環を高め、地域経済の強化を図ることです。

地域経済を支える中小企業や小規模事業者が活力を維持し、成長を続けていくためには、地域内の経済循環を高めることが重要です。

そのためには、企業の生産性向上や販路拡大を支援し、稼ぐ力を高めるとともに、地産地消の促進による域内好循環を構築し、地域で働く人々の所得の向上と新たな雇用機会の創出を図ってまいります。

関係機関と連携し、地域の企業や働く人々の声をなどを踏まえながら、社会経済情勢の変化に対応した経済施策に取り組んでまいります。

## II 組織の基本方針

### ○ ふるさと納税による地域活性化やDX推進により、地元企業を元気にします

ふるさと納税返礼品の充実による地場製品の消費拡大や本市への来訪を促進し地域の活性化を図るほか、DX推進により地元企業を元気にします。

### ○ 積極的な企業誘致の展開、雇用の拡大・労働力の確保に努めます

首都圏企業等へのシティセールスなど積極的に企業誘致に取り組むとともに、関係機関との連携により雇用機会の創出に努め、若者や女性・高齢者等を含めた雇用の拡大・労働力の確保に努めます。

### ○ 食の価値を高め、多くの人を呼び込むとともに、販路の拡大につなげます

「食のブランド力の向上」と「稼ぐ力の向上」を軸に飲食事業者や食品加工業者など食関連事業者への支援を行い、函館の「食」の価値向上に努め、函館を訪れる人を増やし、地域製品の販路拡大につなげます。

### ○ 商店街や中心市街地の活性化を図り、「賑わいのあるまち」にします

商店街の振興や中心市街地の活性化を図り、地域の魅力向上のほか、交流人口の拡大に努め、まちの賑わいを創出します。

### Ⅲ 主要施策・事務事業

#### 1 中小企業支援

##### (1) 中小企業の支援

- ・ 中小企業振興基本条例に基づき、本市の地域経済の発展に重要な役割を果たす中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するため、中小企業振興審議会を開催し経済振興計画策定に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市内中小企業の金融の円滑化を支援します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症および物価高騰等の影響を受けている事業者に対し、資金繰りを支援します。

##### (2) ふるさと納税の推進

- ・ 市内の産品やサービス等を返礼品として活用することで、地場産品の消費拡大や本市への来訪を促進し、経済の活性化を図ります。

##### (3) DXの推進・IT産業の振興

- ・ 将来的なIT人材の裾野の拡大やIT分野のレベルの底上げを図るため、プログラミングコンテストやITカンファレンスなど、年齢やレベルに応じた効果的な事業を展開するほか、市内中小企業等におけるITやロボット等の先端技術を活用した生産性向上の取り組みやDX推進の取り組みを支援します。

##### (4) 新製品開発や高付加価値化の支援

- ・ 産学官金の連携による大学等の研究成果を活用した新製品の開発のほか、特許や商標など知的財産権に対する関心を高め、新製品の保護やブランド化を支援します。

##### (5) 創業者やものづくり企業への支援

- ・ 函館地域産業振興財団や北斗市、七飯町と連携し、創業予定者や創業者を対象に効果的に支援事業を実施し、新規事業や雇用の場の創出を図ります。特に、若者向けの創業支援事業については、将来の社会の担い手である若者の創業を促進させるための意識醸成事業のほか、若者創業者に対する販路拡大の機会提供や助成金等を通じ、地域経済の活性化に貢献する人材の育成・支援に取り組めます。
- ・ 地元ものづくり企業と国内企業とのビジネスチャンスを提供するため、(公財)函館地域産業振興財団が実施している販路拡大のための展示・商談会向け助成制度に函館市企業枠を設け、新たなビジネスチャンスの獲得を支援します。

#### 2 企業誘致の推進

##### (1) 企業誘致活動の強化

- ・ 産学官金が協力して地域資源をPRするシティセールスを首都圏をはじめ全国で展開し、企業間ネットワークの拡大を図ります。

## (2) 各種助成制度による支援

- ・ 「企業立地の促進に関する条例」に基づく補助制度や「立地環境調査補助金」「地方拠点開設支援事業補助金」の活用、首都圏企業等へのシティセールスを精力的に進めながら、首都圏で開催される誘致イベントへの参加および企業誘致情報サイトによる情報発信を図ります。また、「ものづくり産業アンバサダー制度事業」の効果的な活用、オンラインイベント事業およびフォームマーケティング企業誘致活動事業によって誘致対象企業を発掘し、社会情勢に的確に対応した新たな手法も取り入れながら企業誘致を積極的に推進します。
- ・ 誘致した企業と地域の企業や高等教育機関との連携を図り、誘致企業と地域の有機的な関係を築くことで立地企業の持続性を高めるとともに、地場企業の活性化につなげます。

## 3 安定的な雇用の創出・拡大と労働力の確保

### (1) 市内企業の人材確保支援

- ・ 市内企業の採用活動の支援を図り、合同企業説明会の開催や、函館の仕事に関するポータルサイト「函館しごとネット」を活用したUIJターン希望者と企業のマッチング、市内求職者向けの求人情報の掲載などの取組みにより、市内企業の将来を担う若者をはじめとする人材の確保を支援します。  
また、外国人材採用相談窓口を開設し、外国人材の活用を検討する企業に対し、各種制度の情報発信や専門家による個別相談を行うなどの支援を行います。

### (2) 若者の地元就職・定着を促進する取組み

- ・ 令和4年度(2022年度)に実施した市内学生や若手社員などへのアンケート調査結果を踏まえ、民間就職情報サイトを通じて市内企業の情報を全国に発信し、新規学卒者の市内就職を促進する取組みに加え、市内企業のインターンシップの受入支援を行うほか、市内に就職する若年層に対する奨学金返還支援事業を新たに実施するなど、若者の地元就職および定着の促進を図ります。

### (3) 女性や高齢者など多様な人材の確保支援

- ・ 女性や高齢者等の多様な人材の就業支援に取り組むほか、企業向け実践セミナーを開催し、多様な働き方による雇用を促進するなど、地域の関係機関等との協力・連携の強化を図りながら人材の確保・活用を図ります。

## 4 食産業の振興（食のブランド力向上・稼ぐ力の向上）

### (1) 食のブランド力向上

- ・ 「はこだてフードフェスタ」の開催や様々なイベントでの食の魅力発信、函館スイーツのブランド化への取組みを進めます。
- ・ ウェブサイトやSNSを活用した情報発信、小中高生を対象とした「食の担い手」育成事業などに取り組みます。

## (2) 地場産品の販路拡大（国内）

- ・ 全国の百貨店で開催される北海道の物産展と観光展や青函物産展に参加します。また、全国各地の食品スーパー等において「函館フェア」を開催するなど、地域産品のPRや地域企業の販路拡大を支援します。
- ・ 東京都内で函館市アンテナショップを運営し、地域産品のPRに努めます。
- ・ 新たな特産品の開発促進およびイカ不漁等の原料不足や物価高騰に対する経営支援のため、新商品開発に取り組む食関連事業者に対して経費の一部を支援します。
- ・ ECを活用して自社商品の販路拡大を目指す市内食関連事業者を支援します。
- ・ 消費者やバイヤーから選ばれる商品の魅せ方・売り方セミナーを開催し、事業者の販売力と発信力の向上を図ります。

## (3) 地場産品の販路拡大（海外）

- ・ 海外バイヤー招へい商談会の開催や関係機関と連携した商談機会の提供などにより輸出促進を図ります。
- ・ 海外のみならず、国内（道外）で開催される海外向け展示商談会等に出展する事業者を支援し、海外販路拡大を促進します。

# 5 商店街の振興・中心市街地の活性化

## (1) 商店街の振興

- ・ 賑わいの創出やイベントを通じた顧客の獲得を促進するため、商店街等のイベント事業を支援するほか、持続可能な特色ある商店街等づくりを促進するため、空き店舗等の活用や商業機能等の強化など課題解決に取り組む事業を支援します。

## (2) 中心市街地の活性化

- ・ 駅前再開発事業の公共施設整備については、地区の特性を踏まえ、市民などから望まれる施設となるよう、公共施設整備の基本的な考え方の成案化に向けて、引き続き取り組みます。
- ・ 駅前・大門地区の冬期間の賑わいを創出するため、グリーンプラザにおいて、光のオブジェと音楽の演出によるイルミネーション「はこだてルミポップ」を実施します。
- ・ 本町・五稜郭・梁川地区においては、地域の核となる商業施設や商店街等と連携しながら地域の魅力を発信し、来街者の増加や回遊を促して、賑わい創出および活性化を図るため、「五稜郭まちなかフェスティバル」を開催します。

## (3) 公共施設の運営

- ・ 「はこだてみらい館」、「はこだてキッズプラザ」においては、既存の機器を生かしながら、新たなコンテンツの導入や拡充を図り、施設の魅力度を向上させるほか、各種事業を展開し、市民のほか、修学旅行生などの更なる利用者の増加に努めます。
- ・ 「函館コミュニティプラザ」においては、若者の自立性や社会性の向上に繋がる企画を展開するほか、市民の交流スペースとしての活用を図り、賑わいを創出します。
- ・ 「グリーンプラザ」においては、市民が憩い楽しめる広場となるよう、イベント等の秩序維持や事故防止のほか、清掃や緑地管理などの環境整備に努めます。

## (4) 適正な計量検査の実施

- ・ 公正な取引などを確保するため、計量器を使用する市内事業所等への定期検査や量目検査を実施し、不適正な計量器や商品の早期発見および排除に努めるとともに、計量展など、計量に関する諸事業により、市民が身近に感じる計量行政の推進に努めます。